

岩手大学大学院総合科学研究科規則

(平成29年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び岩手大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、岩手大学大学院総合科学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 総合科学研究科は、自然科学系、人文科学系、社会科学系等の専門知識に基づきながら、文理の枠を超えた幅広い視野を持って新たな価値を創造し、持続可能な社会の実現に向けて地域社会や地球規模の課題解決に貢献する人材を養成することを目的とする。

(組織)

第3条 研究科に、次に掲げる専攻を置く。

- 一 地域創生専攻
- 二 総合文化学専攻
- 三 理工学専攻
- 四 農学専攻

2 専攻に関して必要な事項については、別に定める。

(研究科長)

第4条 大学院学則第9条に基づき、研究科に研究科長を置く。

2 研究科長の選考に関して必要な事項については、別に定める。

(副研究科長)

第5条 前条の研究科長を補佐するため、大学院学則第9条に基づき、研究科に副研究科長を置く。

2 副研究科長の選考に関して必要な事項については、別に定める。

(専攻長及び副専攻長)

第6条 第3条第1項に規定する専攻に、それぞれ専攻長を置く。

2 前項の専攻長を補佐するため、各専攻に副専攻長を置く。

3 専攻長及び副専攻長の選考に必要な事項については、別に定める。

(運営委員会)

第7条 研究科の重要事項を審議するため、総合科学研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関して必要な事項については、別に定める。

(専攻教授会)

第8条 大学院学則第7条に定める教授会を各専攻に置く。

2 専攻教授会について必要な事項は、各専攻において別に定める。

(研究科運営アドバイザーボード)

第9条 研究科の教育研究水準の向上及び運営の改善のため、外部からの意見を聴くことを目的として、研究科に、研究科運営アドバイザーボード(以下「アドバイザーボード」という。)を置く。

2 アドバイザーボードに関して必要な事項は、別に定める。

(入学)

第10条 入学手続き及び入学者選抜方法は、各専攻教授会及び運営委員会の議を経て学長が定める。

第11条 入学者の選考は、専攻教授会において行う。

2 入学者の選考に関して必要な事項は、各専攻において別に定める。

(教育方法)

第12条 研究科の教育は、学生の授業科目の授業及び学位論文又は特定の課題についての研究成果報告書(以下「学位論文等」という。)の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

2 研究指導を行うため、主任指導教員及び副指導教員を置く。

3 授業及び研究指導は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

4 前各項に定めるもののほか、教育方法に関して必要な事項については、各専攻において別に定める。

(履修方法等)

第13条 研究科共通科目における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期の初めに主任指導教員の承認を得て専攻長に届け出なければならない。

3 主任指導教員が教育上有益と認めるときは、他の専攻又は他の研究科の授業科目を履修させることができる。ただし、修了に必要な単位に充当することができるのは、10単位までとする。

4 主任指導教員が教育上有益と認めるときは、学部の授業科目を10単位まで履修させることができる。ただし、修了に必要な単位に充当することは認めないものとする。また、教育実習については、その履修を認めない。

5 各専攻の授業科目及び単位数並びに授業科目の履修に関して必要な事項については、各専攻において別に定める。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第14条 各専攻が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は10単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、第17条の規定による留学の場合に準用する。
- 4 前各項に関して必要な事項については、各専攻において別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 各専攻が教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に本研究科又は他の大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科において履修した授業科目について修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、本大学院において修得した単位(本学の科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、前条第1項により本専攻において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。
- 3 前各項に関して必要な事項については、各専攻において別に定める。

(他の大学院における研究指導)

第16条 各専攻が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院等における研究指導を受けることができる。ただし、その期間は1年を超えないものとする。

- 2 学生は、他の大学院等で研究指導を受けようとするときは、主任指導教員及び専攻長を経て、研究科長の許可を得なければならない。
- 3 前2項の規定により受けた研究指導は、研究科における研究指導の一部とみなすことができる。
- 4 前項の規定は、第17条の規定による留学の場合に準用する。
- 5 前各項に関して必要な事項については、各専攻において別に定める。

(留学)

第17条 各専攻が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院に留学することを許可することができる。

- 2 学生は、外国の大学院に留学しようとするときは、専攻長及び研究科長を経て、学長の許可を得なければならない。
- 3 前各項に関して必要な事項については、各専攻において別に定める。

(学位論文等)

第18条 学生は、所定の単位を修得し、在学中に学位論文等を研究科長に提出しなければならない。

- 2 研究科長は、提出された学位論文等の審査を専攻教授会へ付託することとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、学位論文等の審査に関して必要な事項については、各専攻にお

いて別に定める。

(最終試験)

第19条 最終試験は、所定の単位を修得し、学位論文等を提出した者について行う。

2 最終試験は、研究科長の付託を受け、専攻教授会が行う。

3 前各項に定めるもののほか、最終試験の実施に関して必要な事項については、各専攻において別に定める。

(雑則)

第20条 この規則に規定しない事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則は、令和2年度入学者から適用し、令和2年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則は、令和4年度入学者から適用し、令和4年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

研究科共通科目

科目区分		授業科目	単位数
総合科学科目	震災復興・地域創生	地域創生特論	1
		地域防災特論	1
		地域文化特論	1
		総合科学特論Ⅰ	1
	イノベーション	物質機能創成特論	1
		システム創成特論	1
		先端生命科学特論	1
		情報通信技術実践特論	1
		総合科学特論Ⅱ	1
	グローバル	多文化共生特論	1
		グローバルエネルギー特論	1
		グローバル環境科学特論	1
		総合科学特論Ⅲ	1
技法知科目		アカデミック英語（A2-LSRW）	1
		アカデミック英語（B1-LS）	1
		アカデミック英語（B1-RW）	1
		アカデミック英語（B2-LS）	1
		アカデミック英語（B2-RW）	1
		アカデミック日本語	1
		研究者倫理特論	1